



農業分野における知的財産の活用 ～地域団体商標制度の概要について～

平成20年初夏号
発行：東青地域県民局
地域農林水産部
普及指導室
TEL：017-734-9966
FAX：017-734-8305



最近、中国企業による「青森(チンセン)」や「青森(チンミャオ)」といった、外国の地名を使った商標出願が問題となっています。

「青森」については5年前に商標出願の情報がありましたが、県や関係団体が「中国商標問題対策協議会」を立ち上げ、対策を講じた結果、今年3月によりやく全面解決しました。

そもそも、商標登録とは商品を販売する際に「○○○」というネーミングを独占的に使用できる権利であり、商標を使用する人の利益を保護するものです。

たとえば、前述の中国企業が「青森」という商標登録を行った場合、中国本土では中国産りんごに「青森」というネーミングを付けて販売することができます。一方、青森県産りんごを中国に輸出し、「青森りんご」というネーミングで販売すれば、商標登録違反となります。



1 農業分野における知的財産

農業分野における知的財産には、試験研究機関等の研究成果や農業現場の生産技術、新品種の育成、ブランド化した農産物の名称等があります。また、法律上の権利として保護されませんが、古くからある農業技術や在来種、食文化・伝統文化等も知的財産といえます。

これまで、農業分野においては知的財産というものがあまり意識されていませんでした。しかし、農業の国際化が進展している中で、国内の栽培技術や優良種苗が海外へ流出したり、国内のブランド名が海外で商標登録される事例が増えています。したがって、今後地域農業の競争力を高め、地域活性化を図るためにも、知的財産の活用が大切であると言えます。

農林水産分野の知的財産

知的財産権 (権利として保護されるもの)	知的財産権以外の知的財産 (権利として保護されないもの)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 育成者権(種苗法★) (植物の新品種) ■ 特許権(特許法) (カボチャの空中栽培の方法、有用機能が解明された遺伝子等) ■ 商標権(商標法) (商品のロゴマーク等) ■ 意匠権(意匠法) (柄に特徴のある剪定鋏等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 古くからある農業技術 ■ 古くからある植物品種 (コシヒカリ、ふじ等) ■ 和牛等の動物の遺伝資源 ■ ブランド (地域ブランド、企業ブランド等) ■ 食文化・伝統文化 ■ 地域の人々がつくり、維持してきた景観

★…農林水産省が所管する法律。その他は経済産業省が所管。

人々の長年の努力や営みにより価値が認められるようになったもの

2 地域団体商標制度

地域団体商標とは「地域名」と「商品名」を組み合わせた商標のことであり、商標法の改正に伴い、平成18年4月1日から始まりました。

これまで、「地域名」と「商品名」を組み合わせた商標は、①全国的な知名度を得た場合又は②図形等を組み合わせた場合でなければ登録をすることができませんでした。

今回の改正では、農業協同組合等が地名入り商標を使用したことで、複数の都道府県に及ぶほどの知名度を獲得した場合に、地域団体商標として登録し、この商標を独占的に使用することができるようになりました。

なお、地域団体商標の登録要件は下記のとおりです。

地域団体商標＝
「地域名＋商品(サービス)名」

＜全国的な知名度を得た事例＞



＜図形を組み合わせた事例＞



地域団体商標の登録要件

- ①法人格があること＋農業協同組合など法律に基づき設立された団体であること＋加入の自由が保障されていること
- ②地名と商品が密接に関連していること
- ③一定程度の周知性を獲得していること
- ④商標全体として普通名称でないこと

○これまで登録された主な地域団体商標

地域団体商標	登録者	都道府県
十勝川西長いも	帯広市川西農業協同組合	北海道
たっこにんにく	田子町農業協同組合	青森県
飛騨牛乳	飛騨酪農農業協同組合	岐阜県
松坂肉	松坂農業協同組合 他	三重県
紀州みなべの南高梅	みなべいなみ農業協同組合	和歌山県

3 商標制度の活用

商標登録は特許庁に出願します。登録が認められればその日から10年間、その商標を独占的に使用することができ、更新すれば半永久的に使用することが可能となります。ちなみに、商標登録の際には、出願手数料(6,000円＋15,000円×区分数)及び登録料(66,000円×区分数)等が必要となります。

商標には①「出所の表示」機能、②「品質の保証」機能、③「広告・宣伝」機能があります。ブランドが確立されれば、消費者は商標を頼りに品質等を判断し、購入するかどうかを決めることとなります。産地としては他の産地と差別化できる農産物や商品を生産するのはもちろんのことですが、地域の努力と工夫によって得られた権利を侵害されないためにも、商標登録を行い、活用していくことが今後ますます重要になると思われます。



あもりカシスの商標

羽白開発のほ場で乾田直播の実演会開催される！ ～乾田直播の播種面積は倍増～

4月25日、青森市前田地区にある農事組合法人羽白開発のほ場において、「水稻直播栽培現地検討会」が開催されました。この検討会は、水稻のコスト低減を進めることを目的として、県農産園芸課が主催したものです。

平成19年の水稻直播栽培面積は、県全体で144haと年々拡大してきています。東青地域の面積は 27.6ha 程度ですが、は種作業の期間が長く、代掻き作業がいらぬ乾田直播栽培が増加してきています。

○東青管内の水稻直播面積の推移 (ha)

播種方式	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年 見込み
湛水直播	17.1	14.0	14.7	14.4	7.4
乾田直播	—	8.6	15.7	13.2	27.5
合計	17.1	22.6	30.4	27.6	34.9

※平成16年は合併前の浪岡町分を含む

羽白開発は、管内の乾田直播栽培の8割を占めています。昨年は春先に雨が多かったため播種面積は8 ha と予定の半分にとどまりましたが、今年は4月25日～5月4日に播種作業が行われ、雨が少なかったため計画どおり22 ha に播種することができました。

この他、青森市浪岡地区においても意欲的に乾田直播栽培に取り組む農家があり、今年は約5haに達しています。

当普及指導室では、大規模農家を対象に直播栽培の普及拡大に向けて、今後も現地検討会を開催する予定です。



羽白開発の福士さんがポイントを説明



ロータリシーダーを使った播種実演作業

夏秋いちごの作付拡大

本県は、比較的夏季冷涼な気象条件を活かし、今後の需要拡大が見込める「夏秋いちご」の振興を図ろうと、『「夏秋いちご」日本一飛躍産地育成事業』を展開しています。当事業では、平成22年までに夏秋いちごの作付面積拡大(県全体9.6→21.6ha)と単収の向上(1.5→2.5t)を図ることで、生産量を400t(現在約144t)まで伸ばすことを目標にしています。

東青管内でも夏秋いちごの作付けが進んでいますが、本年は4農家と2集団で約29aのハウスに夏秋いちごが作付けされ、昨年と比較して8aほど増えました。

作付けされている品種はほとんどが「ペチカ」で、食味が良く、市場評価が高いものです。しかし、栽培技術の習得が難しい上に、夏秋いちごは主にケーキ用として使われるため、形状が良くないと規格外になります。そこで、「ペチカ」を開発したメーカーでは、4月から月1回をめぐりに、作付けしている全農家を巡回指導し、栽培技術の向上に努めています。

また、5月26日に、出荷いちごの目揃い会が外ヶ浜町で開催されましたが、栽培農家は秀品、A品と規格外の違いについて熱心に質問していました。

冒頭で「本県は比較的夏季冷涼」と書きましたが、最近はかなり暑くなってきました。また、病害虫の発生も多くなっていることから、今後農家と指導機関が一体となって、栽培管理に万全を期すことで、良品多収につなげていきたいと考えています。



<「ペチカ」(外ヶ浜町)>



<いちごの目揃い会>

「簡易土壌診断」を受けましょう！

普及指導室では、「日本一健康な土づくり運動」の一環として、簡易土壌診断を実施しています。簡易土壌診断キット「みどりくん」を使うので、その場で結果が分かります。

具体的な日程や方法等については、市町村、農協と相談の上お知らせしますので、ぜひ、この機会に、土壌診断を受けましょう。

<5月にJA東つがる平館支店で行った土壌診断の様子>

(普及員右端)「お母さんの土は、りん酸が〇kgぐらい入ってますね」

(農家のお母さん)「あれ、その紙の色で分かるんだの？」

